

令和5年 第2回

教育委員会定例会会議録

とき 令和5年2月14日

品川区教育委員会

令和5年第2回教育委員会定例会

日 時 令和5年2月14日(火) 開会：午後3時
閉会：午後4時45分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎
委 員 吉村 潔

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川区図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 唐澤 好彦
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 根本 亮佑

傍 聴 人 数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 3 号 議 案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について
- 第 4 号 議 案 品川区文化財保護審議会への諮問について
- 第 5 号 議 案 教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）
- 第 6 号 議 案 教職員の任免等について（再任用）
- 第 7 号 議 案 教職員の処分に関する内申について
- 協 議 事 項 1 区立学校における一足制の導入について
- 報 告 事 項 1 令和 5 年度当初予算について
- 報 告 事 項 2 令和 4 年度前期一般監査の措置結果について
- 報 告 事 項 3 教職員の失職について
- 報 告 事 項 4 教職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 5 教職員の任免等について（退職）
- 報 告 事 項 6 在外教育施設派遣教員の研修発令について
- 報 告 事 項 7 令和 3 年度品川区立学校における体罰等の実態把握について
- 報 告 事 項 8 令和 4 年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者について

【教育長】 ただいまから令和5年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には、富尾教育長職務代理人、吉村委員の御両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

また、本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

本日の会議の持ち方について、まずお諮りしたいと思います。

幾つかありまして、日程第1、第5号議案 教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）、日程第1、第6号議案 教職員の任免等について（再任用）、日程第1、第7号議案 教職員の処分に関する内申について、日程第3、報告事項3 教職員の失職について、日程第3、報告事項4 教職員の任免等について（休職）、日程第3、報告事項5 教職員の任免等について（退職）、日程第3、報告事項6 在外教育施設派遣教員の研修発令について、これらの件につきましては人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 ありがとうございます。異議なしと認めまして、これらの件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第3号議案 教育委員会事務事業の点検および評価報告書について、事務局からの説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、第3号議案 品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、御説明をいたします。

恐れ入ります。資料の1をお手元に御用意をいただければと思います。

まず、本日の趣旨でございますが、前回の定例会におきまして、事務局から事務事業評価シートを御提示し、教育委員の皆様から御意見をいただきました。

今回は、いただいた御意見を各シートに反映させていただきましたので、それらを踏まえて、今日、御審議をいただき、今年度の事務事業評価の報告書としての御決定をいただければというふうに存じます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

なお、前回の定例会で御説明をさせていただいた部分につきましては、説明が重複しないように心がけたいと思います。

まず、3ページを御覧いただければと思います。

1番、この事業の目的でございますが、こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、実施をしているものでございます。効果的な教育行政の推進、区民への説明責任を果たすことを目的としております。

おめくりいただきまして、5ページ、御覧いただければと思います。

（2）のところ、評価結果に対する教育委員会の総評を記載してございます。

評価対象事業につきましては、教育目標に従い、着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えてしております。

総合評価を「継続」とした事業につきましては、創意工夫を重ねて推進をしていただきたい。そして、「拡充」とした事業につきましては、区民ニーズを的確に把握し、関係機関などとも連携しながら、実施するよう努力していただきたい。以上のように総括をしているところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。ここから20ページまでが評価シートになっております。

前回、各シートの今後の方向性までのところを御説明させていただきましたので、本日は一番下のところ、教育委員からの御意見、意見欄を御説明いたします。

まず、1番、学校用務業務委託でございます。教育委員からの意見といたしまして、民間が持つ専門技術や知識を活用し、円滑な学校運営・学校環境整備を維持できるよう努めていただきたいとしております。

続きまして、おめくりいただいて、8ページ、2番、学校改築の計画的な推進です。多くが築40年から50年を経過していること。また、就学人口の増加による教室不足が想定されていることから、今後も計画的に改築に取り組む必要があるとしております。

9ページ、3番、学校運営事務（環境整備等）につきましては、良好な教育環境の整備および円滑な校務運営を図るため、今後も継続的に実施していただきたい。

おめくりいただきまして、10ページ、4-1、ICT支援員による学校サポートにつきましては、教育委員会と学校とが連携して、全教員のICT活用指導力の向上、ICT支援員の派遣体制、技術力の確保に取り組んでいただきたいとしております。

11ページ、4-2、ICT活用につきましては、ICTの活用は今後の教育に必要不可欠なものである。保護者への理解を深めるとともに、家庭学習においても格差が生じないよう、保護者との連携を図りつつ、効果的な活用方法について研究を推進し、区立学校全体に波及することを望むとしております。

おめくりいただきまして、12ページ、5番、給食運営でございます。今後も栄養バランスや量を保った安全安心でおいしい学校給食を児童・生徒に提供できるよう、引き続き衛生管理を徹底し、環境問題にも考慮しつつ、給食業務遂行の円滑化と良好な給食環境の維持を図っていただきたいとしております。

13ページ、6番、品川英語力向上推進プランでございます。こちらは引き続き、各種技能検定の結果などをもとにした検証や不断の授業改善を行うことで、区の英語教育のさらなる充実を図っていただきたいとしてございます。

おめくりいただきまして、14ページ、7番、学校2020レガシー事業につきましては、競技体験教室をはじめとする様々な取組が持続可能な取組となるように、家庭や地域と連携・協働しながら取り組んでいただきたいとしております。

15ページ、8-1、教職員研修のうち指導課における取組分につきましては、教員一人一人の年次や役割に応じた研修を受講できるように、引き続き体制整備を図っていただきたいとしております。

おめくりいただきまして、16ページ、8-2、教職員研修のうち、教育総合支援センターにおける取組分につきましては、教員免許更新制度の廃止に伴い、区が教員をどのよ

うに育成していくか、「研修の体系化」がより一層求められるようになる。ICTの活用やSDGsなど新しい教育課題も増えているが、研修が教員の負担とならないように内容を精選しながら効果的な研修計画を立てていただきたいとしております。

17ページ、9番、教育課程管理運営につきましては、学習指導要領での「カリキュラムマネジメント」のPDCAが、各学校で適切に機能しているかを見ていくことが大切である。あわせて、家庭と地域と連携しながら、より効果的な教育課程を編成していただきたいとしております。

おめくりいただきまして、18ページ、10番、特別支援学級の運営につきましては、特別支援教室の標準指導期間が原則1年に設定されたことについては、今年度からのモデル実施の効果を検証し、規模を拡大するとともに、教員の指導力向上も必要であるとしております。

19ページ、11番、歴史的資料のデジタルアーカイブ構築につきましては、今後、デジタルアーカイブで公開した資料を学校で活用できる機会があれば、児童・生徒が自分の暮らすまちに興味・関心をもつことにつながるとしております。

おめくりいただきまして、20ページ、12番、(乳幼児啓発事業) はじめてのえほんよんで よんで 事業につきましては、文部科学省の調査では、乳幼児期の読み聞かせの有無とその後の読書状況には相関があるとされており、この事業の対象者が成長した後にも好影響を及ぼすことが期待できるとしてございます。

評価シートにつきましては、以上でございます。

なお、次ページ、21ページから26ページまでにつきましては、学識経験者からの意見といたしまして、2件のレポートを添付してございます。

長くなりました。資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。

これまでも十分に、これは見てきていただいているところかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、私のほうから1点だけ、15ページなんですけれども、事務事業評価シートの8-1、教職員研修の指導課分のところの表記で、「小中一貫教育や」という表記があるんですが、今、教育要領等も「小中」を取って、「一貫教育」というような言い方をしているので、ここの「小中」は取っていただいた方がいいかなと考えます。よろしくお願いいたします。

それでは、特に意見がないようであれば、採決に移ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 第3号議案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

次は、日程第1、第4号議案 品川区文化財保護審議会への諮問について、事務局からの説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、第4号議案 品川区文化財保護審議会への諮問についてを御説明申し上げます。恐れ入ります、資料の2を御覧いただければと思います。

本議案は、品川区文化財保護条例第39条第1項の規定に基づき、対象となる文化財について、品川区指定文化財とすることが適当であるか、品川区文化財保護審議会に諮問するというものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ、御覧いただければと思います。

2の諮問事項のところを御覧いただければと思います。

今回、審議会への諮問を予定しておりますのは、有形文化財のうちの史跡、東海道品川宿石積護岸でございます。

資料の説明の順序が前後しますが、まずは本文化財の所在地でございます。5ページに位置図を添付しております。5ページを御覧ください。

資料の中ほどに赤で印をつけたところ、こちらが本文化財の所在地でございます。南品川2の14の10で、近隣には城南小学校がございます。

1ページお戻りをいただきまして、4ページ、御覧をいただければと思います。

こちらの指定理由でございます。

本件石積護岸は、江戸時代に品川宿の東海道を波濤から護るために築造されたものでございます。現存する石積は、下のほうに写真を掲載してございますが、全長が15.3メートル、高さが1.7メートルから1.9メートルでございます。文献資料、発掘調査の結果から、19世紀前半以前に構築されたものということが分かっております。江戸時代の石積の上に、異なる石材を用いた近代の石積が重ねられておりますことから、現在にいたるまで破損と修繕を繰り返して使用されてきたものと考えられます。

このような石積護岸は、江戸時代、高輪から大森にかけての東海道の海岸線上に存在しておりましたが、すでにその多くは宅地開発などによって消失をしております。本地点は、残存するなかでも保存状態がよく、特に江戸時代に構築された石積が地上に露出しているのはこの地点のみでありますことから、江戸時代の土木技術を窺うことができる希少な事例であると言えます。

以上のことから、品川宿の特色を偲ばせる史跡として重要であり、品川区指定文化財として保存を講ずる必要があると認められるものでございます。

最後に、資料に記載はございませんが、今後の流れといたしましては、本日、本議案を御承認いただきましたら、この後、文化財保護審議会にお諮りし、そこで議論をいただき、答申をいただく予定でございます。その後、その答申内容を再度、こちら教育委員会にお諮りをさせていただくという流れでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があれば、お願いいたします。

富尾教育長職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 護岸ですけれども、写真で見ますと、ブロックが積み上がっているような形かなというふうに見えるんですが、地震といった災害のときの倒壊のおそれ等は大丈夫なんでしょうか。近隣に小学校もあるということで、その辺の安全性がどうなのかなと思いました。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 本件は、これまでに何度か実際に職員等が現地に行きまして、調査等もさせていただいております。その中で一定程度、地震等に耐え得る強度も持ち合わせているというふうに判断をいたしているところでございます。特に安全面に関して問題はないという認識でございます。

【教育長】 よろしいですか。

【富尾教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 こちらは個人の持ち物なんですか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 お見込みのとおり、こちらは、この写真にもございますが、塀の上に一般の住宅が建っておるんですが、この方の所有ということになります。

【教育長】 よろしいですか。

【海沼委員】 はい。

【教育長】 ほかはいかがですか。お二方はよろしいでしょうか。

私から一つ、これは途中に草が生えているということは、多分ここら辺は水が流れてきているということなんだろうと思いますが、それによって崩壊する心配はないということで、よろしいんでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 御心配のようなことも含めまして、これまで調査を繰り返してきた結果、一定程度の強度を保たれており、また、そういった雨水等によって、ここの強度が損なわれるというところはないであろうということも、確認ができている状況でございます。

【教育長】 分かりました。

それでは、品川区文化財保護審議会への諮問についてということで、採決をしてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、第4号議案 品川区文化財保護審議会への諮問については、原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。諮問のほうを行うということで、よろしくお願いいたします。

次は日程第2、協議事項の1になります。区立学校における一足制の導入について、事務局からの説明をお願いいたします。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 それでは、教育委員会資料6を御覧ください。

区立学校における一足制導入についてでございます。

一足制とは、通学時の下足を履き替えることなく、校舎や校庭などを利用することでございます。

2のメリットですが、①から④まで、混雑緩和や移動時間の短縮、来校者等の円滑な移動がでございます。

3の課題とその対応策ですが、(1)床の汚れや水滴への懸念がございます。対応策ですが、床マットの工夫、用務室や授業等による清掃指導強化で対応してまいります。

(2)の長靴については、廊下やバルコニーで予備の靴や上履きと履き替え、そこに並べておくことで、対応ができるというふうに考えております。

(3)(4)の衛生面での懸念については、保健室等はスリッパで入室する等、プールについては下足と定めることにより、対応が可能であるというふうに考えております。

その他、新たに発生した事象については、学校と連携しながら解消してまいります。

4の経過等ですが、モデル実施した鯉浜小学校での視察、ヒアリング結果ですが、若干の床の汚れや水滴がございましたが、目立った支障はなく、児童、保護者へのアンケートを行ったところ、児童、保護者ともに約70から80%の方が一足制に賛成でございました。

なお、23区中6区が導入しており、港区では26校中24校で実施されております。

5の、今後の方針でございますけれども、改築校や改築着手校では一足制を導入していきたいというふうに考えております。

児童・生徒用の下足入れは設置せず、すっきりした昇降口を形成してまいります。

既存校では、校庭の種類や学校の意向を勘案し、各校の校区教育協働委員会等にお諮りして、導入について検討してまいります。

6の導入時期でございますが、令和5年度より各校と調整の上、導入可能な学校から順次運用を開始してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があれば、お願いいたします。

吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 一足制になった場合に体育館履き、体育館シューズというんでしょうか。それは新たに買うことになるんですか。それとも、品川の学校はもう既に上履きと体育館履きを分けてやっているんですか。どちらでしょう。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 小学校については、今までの上履き、バレエシューズですね。そちらを使えるというふうに聞いております。中学校については、体育館履きが設定されておりますので、そちらを使用していただけるであろうというふうに考えております。

いずれ改築時において体育館の床をビニール系の素材で設置していこうと思っているんですけど、それが出来次第、小学校については体育館を含めて、下足で可能というふうになります。中学校については、体育館履きが必要ということになるかなと考えています。

【教育長】 どうぞ。

【吉村委員】 そうすると当面は、そうなるまでは、体育館シューズのない学校は一足制になったときに体育館シューズを購入するということになるんですか。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 そのとおりです。体育館履き、上履きでも、どちらでも大丈夫となりますと、そちらを用意していただくようになるかなというふうに考えております。

【吉村委員】 分かりました。

【教育長】 今、鯉浜は体育館履きを使っているんですね。

【学校施設担当課長】 はい。

【教育長】 後地は使ってないんですね。今、もうバレエシューズじゃなくて、健康シューズみたいな、結構、踵がちゃんとしている上履きを使っていますけど、下履きで来て、そのまま動くということですよ。一足制ですからね。ゴムマットの体育館になっていけば、そのまま体育館も入ってしまうという計画ですね。

ほかにいかがでしょう。

海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 衛生面なんですけれども、トイレ、スリッパで対応と書いてありますけれども、このスリッパというのは、履いているその靴のまま履けるスリッパなのか。それとも、替えるスリッパなのかということをちょっとお伺いしたいなと思います。

【教育長】 なるほど。学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 これは例えて、今現在、学校でスリッパに履き替えている学校はごくわずかですので、恐らくトイレについても、そのまま下足で入るようになるだろうと考えております。

ただ、どうしても衛生面、気になるというところであれば、スリッパに履きかえてということになるかと思えますけれども、下足を脱いで、スリッパでトイレを使用して、また下足に履き替えるような形になるかなと思います。

靴のままでスリッパを履くタイプもあるんですけれども、児童にはちょっと使い勝手が悪そうですので、転倒のおそれを考えますと、靴のまま使用するスリッパは好ましくないかなというふうには考えています。

【教育長】 どうですか。海沼委員。

【海沼委員】 先日ちょっと行ったときに、他校ですけども、靴のまま履けるスリッパが置いてあったもので、あれも便利だなと思ったものですから。

【教育長】 いろいろ模索中であるということではあるんでしょうけど。日光の光林荘に子供たちが行ったときには、トイレはちゃんとトイレ用のサンダルが置いてあるので、そういうこともできなくはない。ただ、日常的にトイレでそれをやるようになると、休み時間とか、かえってそこで時間がかかってしまうというケースは出てくるかもしれませんね。

ほかにいかがでしょうか。

先般、私も後地小学校を見に行っただんですが、下足を取り替えないで子供たちが出入りしますので、「すまいる」の子供たちも、通常に帰る子供たちも、非常にアクセスがいい感じで流れておりましたね。

特になければ、区立学校における一足制の導入につきましても、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

日程第3、報告事項の1、令和5年度当初予算について、この件につきましては、区の事務事業に係る意思形成過程における案件と考えますが、事務局としては扱いをどのようにされておりますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 令和5年度当初予算についてにつきましては、区議会の議決前の案件で

ございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であるというふうに判断をいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

庶務課長から説明がありましたが、本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に協議することとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 ありがとうございます。では、本件につきましては、そのように決定いたします。

となりますと、次は日程第3、報告事項の2です。令和4年度前期一般監査の措置結果についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは私から、令和4年度前期一般監査の結果について、御説明を申し上げます。恐れ入ります。資料の8をお手元に御用意をいただければと思います。

資料の8、まず資料の構成ですが、前段が区長部局部分、後段が教育委員会事務局分となっております。

その教育委員会事務局分でございますが、資料をめくってきていただきまして、めくっていただくと、下にページ番号がついていると思うんですが、15ページと書いてあるページ番号の次です。1枚おめくりいただいたところ、そこからは教育委員会事務局分となるところでございます。

なお、一般監査の監査対象ですけれども、前期が事務局、後期が学校となっております。今回は令和4年度前期の結果報告でございますので、事務局分ということになります。今回は3点の指摘を受けております。

おめくりいただきまして、1ページ、御覧ください。

支出事務に関するところでございます。

本件は、請求書記載の金額が誤っているにもかかわらず、そのまま支払ってしまったことから、後日、過払い分の戻入処理を行ったとの指摘でございます。

原因は、請求金額の算定基礎となる単価金額の確認が不十分だったことによるものでございます。

今後は、単価金額を含む契約内容を正確に債権者と共有するとともに、複数名の職員で、正当な請求金額であるかの確認を徹底することにより、適正な支出事務を行ってまいります。

おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

こちらは、委託料の支払いに当たって、債権者が源泉徴収の対象であったにもかかわらず、それを行っていなかったというものでございます。

委託料の名目で支払われていても、その実態が報酬や料金などと同じであれば、源泉徴収の対象となる。源泉徴収の要否等を正確に判断し、適正な源泉徴収事務の執行に努められたいとの指摘でございます。

原因は、個人へ業務委託する際の源泉徴収事務に関する知識が不足していたことによるものです。

今後は、改めて手引などを確認するとともに、源泉徴収事務の処理方法について組織内で共有することにより、適正な源泉徴収事務を行ってまいります。

3 ページを御覧ください。

本件は、賃貸借契約に基づく事務処理に関することでございます。

契約内容に変更が生じていたにもかかわらず、当初の契約金額のまま、賃貸借料を支払ってしまい、その後、過払分として精算を行いました。事業内容を変更する際には、その影響を精査し、必要な契約手続を速やかに行うなど、適正な事務執行に努められたいとの指摘でございます。

原因は、賃貸借契約への影響の確認が不十分であったため、契約内容に係る事務処理が遅れたことによるものでございます。

今後は、事業内容の変更が見込まれる場合には、あらかじめ他の業務への影響を精査し、必要な事務処理を計画的に進めることにより、適正な事務を行ってまいります。

本指摘を重く受け止めますとともに、今後、同様の指摘を受けることのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があれば、お願いいたします。

教育委員会分としては3件ということで、よろしいですか。

特にございませんか。塚田委員、いかがですか。

【塚田委員】 理科準備室とかそういう指摘はなかったですか。

【教育長】 学校は後期監査ということになりますので、次回、いっぱい来ると思いますが、そうならないようにしていかなきゃいけませんね。

【塚田委員】 請求書が来れば、そのとおりに払ってしまうというのは人情かもしれないです。

【教育長】 うっかりというところもあるのかもしれませんが、日常からのダブルチェックを徹底していく必要があるでしょうね。

【塚田委員】 分かりました。

【教育長】 それでは、令和4年度前期一般監査の措置結果につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

次は日程第3、報告事項7、令和3年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは私から、日程第3、報告事項7 令和3年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、説明をさせていただきます。資料は13でございます。

まず、本調査の概要でございます。

1、調査の概要の調査の趣旨がございますが、こちらの調査につきましては、体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず、迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としたものでございます。東京都教育委員会が、全区市町村を対象に調査を依頼して、実施しているものになります。

(2)の調査対象でございますが、小・中学校、義務教育学校を合わせた全52校とな

ります。52校といたしますのは、その中には義務教育学校前期課程、後期課程、それぞれを含んでいるために52校となるものでございます。

(3)の調査内容でございますが、令和3年度内に発生した体罰、不適切な指導、暴言等および行き過ぎた指導、またはその疑いのある事案の実態でございます。

(4)の調査方法でございますが、教職員は校長による聞き取り調査。必要に応じて、指導課による聞き取り調査を実施。児童・生徒には質問紙の調査。必要に応じて、校長・副校長による聞き取り調査を実施しているところでございます。

(5)の調査対象期間でございますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生した体罰等を対象としているものでございます。調査につきましては、各学校におきまして、令和3年12月1日から12月17日までの間に実施をしております。

なお、この調査期間以降に発生した事案、案件につきましては、順次追加という形で含めているものとなっております。

続きまして、2番、報告数でございます。

(1)学校別の報告数でございます。学校別の報告数で、まずはこの3段でございますが、一番下、本調査への報告数を御覧いただければと存じます。

本調査の件数でいきますと、小学校では15件、中学校では14件ございました。合わせて29件の報告があったところでございます。

続きまして、(2)申告者別の報告数でございますが、こちらにつきましては、教員本人による申告は、小学校が2件、中学校が1件、他の教員からの申告は、小学校が1件、中学校が1件、児童・生徒本人によるものは、小学校が14件、中学校が9件、他の児童・生徒からの報告は小学校が2件、中学校が3件、保護者、地域住民からの申告は小学校、中学校ともにゼロ件でございました。

これらを合わせますと、小学校では19件、中学校では14件、合計33件ございました。

なお、1つの事案につき複数者からの報告がありますため、2の(1)の報告数と(2)の申告者別報告数は異なるということを御承知おきください。

1枚おめくりいただきまして、1枚目裏面でございます。報告の内容になります。

まず、体罰等の有無についてでございます。

(1)体罰につきましては、小学校で1名、中学校でゼロ名でございました。

次に、不適切な行為に該当いたしますのは、ア、イ、ウ、不適切な指導、暴言等、行き過ぎた指導とございますが、分類例につきましては、この表の下にございますので、御覧いただければと存じます。

では、表のほうに戻りまして、不適切な行為のうち、ア、不適切な指導でございますが、こちらは小学校で1名、中学校では2名でございました。イの暴言等でございますが、小学校は0名、中学校は4名でございました。ウの行き過ぎた指導につきましては、小学校、中学校ともにゼロ名でございました。

資料に校数が記載してございますが、同一校で、分類の異なる複数の体罰等があったため、人数と校数のそれぞれの合計が異なることを御承知いただければと思います。

指導の範囲内以下は記載のとおりでございます。

続きまして、この2ページ下の(2)報告のあった事案のうち体罰以外と判断した事案

の例でございます。こちらは、本区で発生した不適切な指導の事例、指導の範囲内の事例を記載させていただいているところでございます。

不適切な指導につきましては、水を不適切に撒く行為について指導している最中、生徒の受け答えが悪かったため、個別の聞き取りを行うために、生徒の襟首を引っ張り、移動させたというものでございます。

また、指導の範囲については、記載のとおりでございます。

続きまして、3ページに移らせていただきます。こちらにつきましては、体罰の根絶を図るための取組を記載しているところでございます。

これまでも、(1) 学校への指導にございますように、通知、また校長連絡会などにおきまして、学校への指導を行うとともに、学校組織としての意識向上、教職員研修の充実、通報システムの活用・周知徹底、体罰根絶のためのDVD「STOP体罰」の活用促進など、こうした活動を含めて取り組んできたところでございます。これからも、これらの取組を継続していきたいと考えております。

ページの下段に、取組事例ということで、学校における具体的な取組事例を紹介させていただいております。

問題防止の観点からは、日頃から同僚同士で報告・相談をし合える体制づくりをつくっていくこと。また、問題が起こったときには、校長の指示のもと組織的に対応できるよう、日頃から教員への意識づけを行っているところでございます。

発生した体罰や不適切な指導については、教育委員会からの指導や措置を行いました。今後、再発防止に向けた取組の周知を徹底してまいります。引き続き、体罰等の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があれば、お願いいたします。

富尾教育長職務代理者。

【富尾教育長職務代理者】 調査方法についてですけれども、全部の児童・生徒、1人残らずに対して、質問や聞き取り調査を行ったということでよろしいでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 調査対象でございますが、品川区立小学校37校、中学校15校の校長・教職員の全てでございまして、御質問いただいた児童・生徒も全てということで捉えていただければと思います。

【富尾教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 これ、数的には減っているんですか。減っているというのは、いつからこれはやっているのかが、あると思いますが。

【教育長】 比較して、どうかというところですね。

指導課長。

【指導課長】 今回の調査、令和3年度のものになりまして、令和2年度、令和元年度と、3年度分を比較しますと、今回のこの令和3年度につきましては、若干の減少傾向が見られているところでございます。

【塚田委員】 若干ですか。

【指導課長】 はい。ちなみに、先ほど申し上げたのが令和３年度、令和２年度につきましては、合計で３５人、４３件ございました。以上です。

【教育長】 微減というところでしょうか。

では、富尾教育長職務代理者、続けてどうぞ。

【富尾教育長職務代理者】 こういった体罰があった後、その受けた児童・生徒に対して、適切に謝罪とか、関係、指導内容を確認するとか、当事者同士で解決はされているものでしょうか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 体罰が起きた後のことですけれども、対応は非常に大事だと捉えております。こちらにつきましては、体罰を起こしてしまったということを、事故を起こした当該の教員本人が直後に自覚し、その後、管理職への報告を済ませた後に、管理職も含めて、当該の教員は、お子様の御家庭のほうに赴きまして、きちんと謝罪という形をさせていただいております。

もちろん、一番、被害を被ってしまったお子様への謝罪ということも丁寧に行った上で、その後の被害が大きならないための、要は、けがをしている場合には、その後の様子も含めて、しっかり見守っていくということと、何よりも、こういったことを絶対にはいけないというところで、管理職からの教員への指導をしております。

教育委員会としましては、これらの一連の行為を、事情聴取を全てさせていただいた上で、措置ということで、文書訓告を出させていただいています。以上です。

【富尾教育長職務代理者】 はい。

【教育長】 いいですか。ほかにいかがですか。

吉村委員。

【吉村委員】 これ、都教委の調査ということですよ。令和３年度の調査の結果は、１０か月ぐらいたっているんですけど、この時期にならないと、こういうふうには数値というものはまとまらないものなんですか。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 御指摘いただいたとおり、東京都教育委員会が主催をしている調査になるんですけども、毎年、東京都教育委員会からの公開開始時期が不定期になるというところがございまして、今回の令和３年度の調査については２月上旬に公開という形で、東京都教育委員会から御連絡がありました。

ですので、それをもって、すぐにこちらとしても公開をしようということで、今回、２月の教育委員会での御報告になったという経緯でございます。

【教育長】 どうぞ、続けて。

【吉村委員】 そうすると、この１ページの下の報告数というのは、結果的にこういう数になっていますけど、これはもう、調査対象期間の令和３年４月１日から３月３１日までに報告した数が、そのまま出ているということですか。それとも、都教委に報告した後に、都教委とのやり取りの中で、いろいろ精査した結果ということなんですか。これは報告したそのものなのか。精査した結果なのかということについてですね。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 御質問の件に関しましては、報告をした数の総数になりますので、そのように捉えていただければと思います。

特に今回、本区としましては、何かその報告が遅れてしまったということはございませんで、2月になってしまったのも、恐らく他地区の報告が遅れたことによるものと捉えております。以上です。

【教育長】 ということは、次のページの表の中の「非該当」という欄がありますけれども、これは、品川の教育委員会で都に報告する段階で、これは非該当だろうというふうに品川区として判断して数値を入れて、上げたということによろしいでしょうか。

【指導課長】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。体罰はなかなかなくなるですね。根絶宣言しているんですけれどもね。

眺めていても、数値が減るわけではございませんので。では、令和3年度品川区立学校における体罰等の実態把握につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。体罰ゼロを期して、指導課は頑張っていたきたいなというふうに思います。

次は、日程第3、報告事項の8です。令和4年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者についての説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 本件につきましては、統括指導主事より御説明申し上げます。

【教育長】 センター統括指導主事。

【統括指導主事】 私からは令和4年度品川区児童・生徒教育長表彰の受賞候補者について説明をいたします。資料14を御覧ください。

まず、今年度の児童・生徒教育長表彰の概要についてです。資料上段を御覧ください。

1の目的ですが、品川区立学校において、日常的に努力し、優秀な成績を収めた個人やグループ、あるいは、学校や地域、身近な人々のために貢献し、他の模範となるような行動をした児童・生徒をたたえ、これを表彰することを目的としております。

2の推薦基準についてですが、令和3年度から見直しを図っておりまして、スポーツや文化活動での優秀な成績を収めたことをもってのみの表彰は、今回は取りやめとさせていただきます。昨年度は、移行措置として残っております。

今年度からは、目的にあるようなこと、(1)から(4)に示してあるとおりで、目的に書かれているようなことで表彰を行うということになっております。

3の表彰の方法ですが、表彰状と記念品のメダルを贈呈するということになります。

次に、候補者一覧を御覧ください。今年度は全体で18の個人・グループの候補者が各校から推薦されました。

資料の下段に集計がございますが、個人が11、グループが7という内訳で、人数にすると全体で119名が対象となります。

推薦基準別に見ますと、(1)の地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる個人・グループで、個人が9名、グループが5つと最も多く、(2)の児童・生徒等が自

ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた個人・グループで、個人が2名、グループが1つでございました。

(3) 番の人命救助やこれに類する行為をして警察署・消防署等の公的な機関の長から表彰された個人・グループについては、今年度の該当はございませんでした。

(4) のその他、SDGsの趣旨を踏まえたボランティア活動、リサイクル活動等を積極的に継続するなど、他の児童・生徒の模範となる活動を行い、表彰に値すると認められる個人・グループは、グループが1つでございました。

それぞれの個人・グループの内容についての詳細の説明は表のとおりで、説明は割愛させていただきますが、資料のほうを御覧いただければと思います。

各学校が、校内で活躍している児童・生徒の様子をよく観察し、積極的に掘り起こしを行っている様子が見てとれると存じます。

なお、表彰式についてですけれども、3月14日火曜日、区役所の講堂にて執り行う予定でございます。

私からの説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があれば、お願いいたします。

よろしいですか。単なるコンクールや大会で優勝したという形のものは、そこで表彰されているわけですから、あえてそれだけで表彰することはせずに、例えばここの中でもありますけれども、音楽コンクールで全国大会に出ました。で、校内の合唱コンクールでもリーダーシップを発揮して、そこで活躍したというふうに、自分の培ってきた成果を学校教育の中で生かしてきたというところに注目してもらいたいというところが、今回の改正の狙いということになるかなというふうに思います。ちょっと地味な感じはいたしますが、そういうところに目を向けるということも重要なのではないかなということで、改定させていただきました。

特に御意見がないようであれば、令和4年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者につきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

事務局から、そのほか何かありますか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思っておりますので、傍聴の方は御退室をお願いいたします。

— 了 —